

道路占用料の単価算定表

A…近傍類似の土地の時価を表す

占用物件				単位	令和7年4月以降 占用料	
法第32条第1号に掲げる工作物	第1種電柱			1本につき1年	480 円	
	第2種電柱				730 円	
	第3種電柱				990 円	
	第1種電話柱				430 円	
	第2種電話柱				680 円	
	第3種電話柱				940 円	
	その他の柱類				43 円	
	共架電線その他上空に設ける線類			長さ1メートルにつき1年	4 円	
	地下に設ける電線その他の線類				3 円	
	路上に設ける変圧器			1個につき1年	420 円	
	地下に設ける変圧器			占用面積1平方メートルにつき1年	260 円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			1個につき1年	850 円	
	郵便差出箱及び信書便差出箱				360 円	
	広告塔			表示面積1平方メートルにつき1年	870 円	
	その他のもの			占用面積1平方メートルにつき1年	850 円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの			長さ1メートルにつき1年	18 円	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの				26 円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの				38 円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの				51 円	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				77 円	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				100 円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				180 円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				260 円	
	外径が1メートル以上のもの				510 円	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5項に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3 円	
			その他のもの		9 円	
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類			1本につき1年	680 円
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	430 円	
			地下に設けるもの		260 円	
	その他のもの				850 円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設					850 円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	び地下街室及	階数が1のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	A×0.004 円	
		階数が2のもの			A×0.006 円	
		階数が3以上のもの			A×0.007 円	
	上空に設ける通路				430 円	
	地下に設ける通路				260 円	
	その他のもの				850 円	
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの			占用面積1平方メートルにつき1日	9 円
その他のもの			占用面積1平方メートルにつき1月	87 円		
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの		表示面積1平方メートルにつき1月	87 円	
		その他のもの		表示面積1平方メートルにつき1年	870 円	
	標識			1本につき1年	680 円	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1本につき1日	9 円	
		その他のもの		1本につき1月	87 円	
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		その面積1平方メートルにつき1日	9 円	
		その他のもの		その面積1平方メートルにつき1月	87 円	
	アーチ	車道を横断するもの		1基につき1月	870 円	
		その他のもの			430 円	
令第7条第2号に掲げる工作物				占用面積1平方メートルにつき1年	850 円	
令第7条第3号に掲げる工作物					A×0.031 円	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料				占用面積1平方メートルにつき1月	87 円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設					85 円	

道路占用料の単価算定表

A…近傍類似の土地の時価を表す

占有物件			単位	令和7年4月以降 占有料
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A × 0.014 円
	上空に設けるもの			A × 0.017 円
	地下（トンネルの上の地下を除く）	階数が 1 のもの		A × 0.004 円
		階数が 2 のもの		A × 0.006 円
		階数が 3 以上のもの		A × 0.007 円
	その他のもの			A × 0.025 円
令第7条第9号に掲げる施設	建築物			A × 0.019 円
	その他のもの			A × 0.014 円
令第7条第10号に掲げる施設	建築物			A × 0.022 円
	その他のもの			A × 0.014 円
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			A × 0.019 円
	上空に設けるもの			A × 0.022 円
	その他のもの			A × 0.031 円
令第7条第12号に掲げる器具				A × 0.025 円
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの			A × 0.019 円
	上空に設けるもの			A × 0.022 円
	その他のもの			A × 0.031 円
令第7条第14号に掲げる器具				A × 0.031 円